

越谷市手数料条例の一部を改正する条例

越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「同項第9号ア及びイ」を「同項第9号ウ及びエ」に改める。

別表第2項第23号ウの次に次のように加える。

エ 第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料 120,000円

オ 第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業者合併等承認申請手数料 120,000円

カ 第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業相続承認申請手数料 120,000円

別表第2項第24号ケ中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表第3項第1号タ中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同号テ、フ、マ、ユ及びい中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第4項第1号ウ(ウ)中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号ウ(エ)中「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号ウ(カ)

中「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号ウ(カ)中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同号ソ(カ)中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号ソ(キ)中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号ソ(ク)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同号チ(ア)中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,

000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号チ(イ)中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2項第24号ケの規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に対する審査に係る手数料の徴収について適用し、同日前になされた申請に対する審査に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4項第1号の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に対する審査又は検査に係る手数料の徴収について適用し、同日前になされた申請に対する審査又は検査に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。